

登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループの進め方 (案)**○経 緯**

令和元年 6 月に日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号。以下「推進法」という。）が公布、施行され、日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るとともに、国内の日本語教師の資格の整備及び日本語教育機関における水準の維持向上を図るために必要な適格性を有する日本語教育機関に関する制度の整備が求められた。（推進法第 20 条、附則第 2 条）

これを踏まえて、本年 5 月に日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度の創設等を行う、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関等に関する法律が成立した。これを受け、登録日本語教員の要件である実践研修を行う登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等に関する省令等を含む円滑な運用に向けたの具体の検討が必要となっている。

○目 的

令和 5 年 1 月の「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」を踏まえ、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等に関する省令等に関する検討を行う。また、登録日本語教員養成のコアカリキュラム（仮称）について検討する。

○方 法

日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し検討を行い、検討内容を日本語教育小委員会に報告する。

○主な検討事項案

- (1) 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等に関する省令等に関すること
- (2) 登録日本語教員養成のコアカリキュラム（仮称）に関すること

○開催スケジュール（予定）

- | | |
|-------|------|
| 第 1 回 | 6 月 |
| 第 2 回 | 7 月 |
| 第 3 回 | 8 月 |
| 第 4 回 | 11 月 |